

岩手県告示第707号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次のとおり建築協定を認可した。

なお、同条第3項の規定により、建築協定書の写しを矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成25年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 代表者の住所及び氏名

- (1) 盛岡市南大通三丁目9番35号 株式会社寿広
- (2) 盛岡市大通一丁目6番18号 株式会社サウス・ウイング

2 建築協定の内容

- (1) 建築協定区域 紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割の一部
- (2) 建築物に関する基準の概要 建築物の構造について規制すること。
- (3) 協定の有効期間 告示の日から10年間
- (4) 協定違反があった場合の措置 工事の施工の停止又は是正のために必要な措置の請求
- (5) 建築協定区域隣接地の区域 当該建築協定において定めないこと。